

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

---

### **③ 中古住宅流通促進事業**



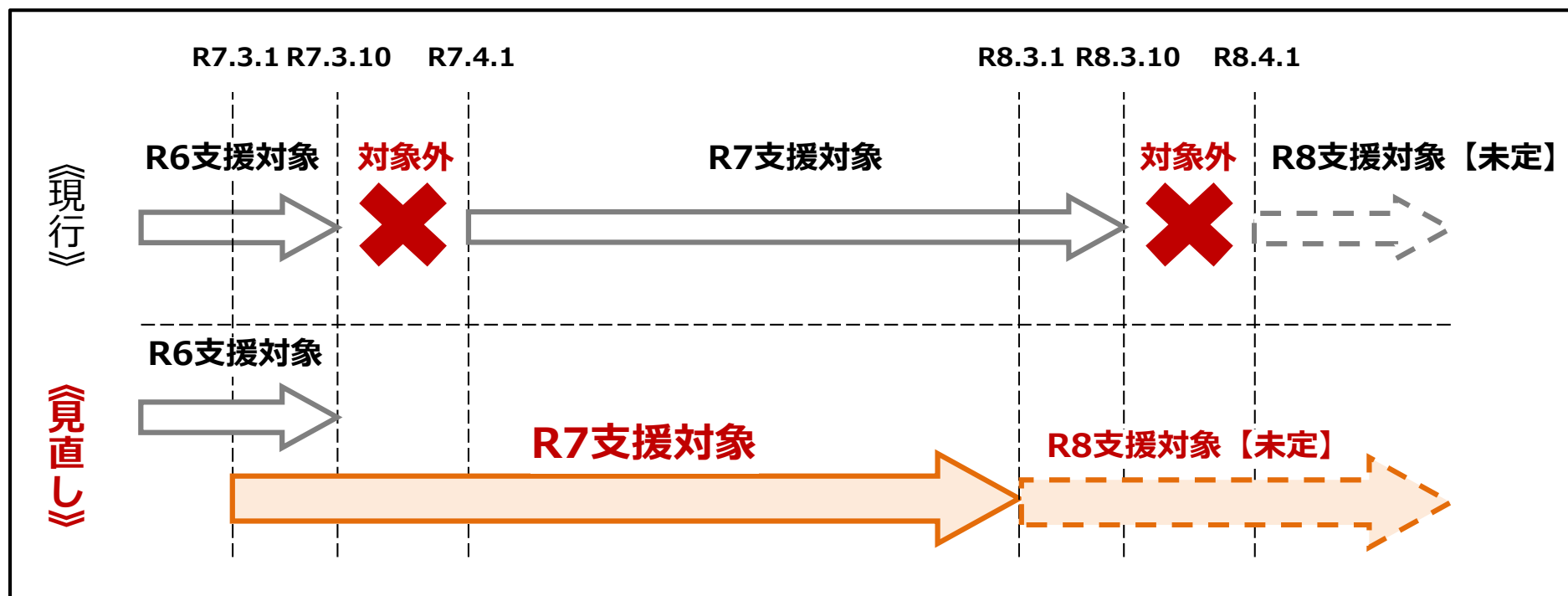
### ③中古住宅流通促進事業

## 見直し内容



#### ○補助対象住宅要件の見直し

- 補助対象外となる期間が生じないように、補助対象住宅要件の期間を見直し



## 事業概要



### 1. 事業の目的

- ◎ 低廉で良質な住宅取得を支援し、中古住宅の流通を促進
- ◎ 空き家対策・良質な住宅ストックの形成
- ◎ 人口減少対策としての移住・新婚・子育て世帯への支援

### 2. 支援の内容

世帯種別	住宅ローン対象額 補助対象利率	補助金最大額
移住・新婚・子育て世帯	1,500万円 0.4%	40万円
一般世帯		30万円

※住宅ローンの利子相当額の一部を一括補助

## 対象となる中古住宅の要件



県内に自ら居住するために購入するもので、  
以下の全てに該当する住宅

- (1) 所有権移転日、及び引渡し日のいずれもが  
令和7年3月1日以降の住宅
- (2) 竣工後2年超又は居住実績がある
- (3) 国土交通大臣の指定を受けた住宅瑕疵担保責任保  
険法人の取り扱う既存住宅売買瑕疵保険に加入  
又は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中※である住宅

※転売特約等により補助金を受けようとする者が購入した以降も  
保証を受けることができるものに限る

### ③ 中古住宅流通促進事業

## 世帯の要件



◎ 全世帯共通で、前年（1月から5月に申請する場合にあっては前々年）の所得が1,200万円以下である方。

◎ 移住・新婚・子育て世帯の各要件は以下のとおり

世帯種別	要件
移住世帯	以下のいずれかに該当する世帯 ・ <b>令和2年4月1日以降</b> に山形県外から県内市町村に住み替えた世帯 ・ 平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、令和2年3月31日までの間に県内市町村に住み替え、住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入届を当該市町村へ提出した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において、 <b>婚姻した日から5年以内</b> である世帯をいう。
子育て世帯	<b>平成19年4月2日以降に出生</b> した世帯員がいる世帯をいう。

### ③ 中古住宅流通促進事業

## 募集期間・申請窓口



#### ◆募集期間（予定）

令和7年4月7日（月）～ 令和8年2月27日（金）

#### ◆募集戸数 25戸（予定） 【先着】

#### ◆申込窓口

地域	申請窓口	住所	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8287
最上地区	最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1420
置賜地区	置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6091
庄内地区	庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5640

## 利用にあたっての留意点



### ◆申請期限

- ◎ **令和8年2月27日まで**に住宅ローン契約、住民票などの**必要書類**を準備の上、**申請**が必要です。

### ◆その他

- ◎ 中古住宅に対する支援については、**市町村**でも実施している場合があります。詳細については、**各市町村の窓口**までお問い合わせください。